



## 特集 相続法改正

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が平成30年7月6日に成立し、同年7月13日に公布され、民法のうち相続法の分野について、昭和55年以来の大改正が行われることとなった。

なお、今回の相続法改正は、以下のように段階的に施行される。

- ・自筆証書遺言の方式を緩和する方策については、2019年1月13日から
  - ・原則的な施行期日は、2019年7月1日から
  - ・配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等については、2020年4月1日から
- 本特集ではこのような相続法改正の内容について取り上げる<sup>1</sup>。

なお、以下では、今回の相続法改正前の民法を「旧法」とし、改正後の民法を「新法」としている。ただし、今回の相続法改正による実質的な改正事項がない条文を引用する場合には、単に「民法」としている。

1 本特集に共通する参考文献として以下

- ・潮見佳男『詳解 相続法』(弘文堂、初版、平30)
- ・堂園幹一郎ほか「特集 民法(相続法)改正について」自由と正義第69巻第12号8頁
- ・堂園幹一郎ほか「相続法改正の概要(1)～(4・完)」NBL 1133号・1136号・1137号・1139号
- ・堂園幹一郎ほか「改正相続法の要点(1)～(4・完)―金融実務に関連する項目を中心に―」金融法務事情 2099号・2101号・2103号・2105号

## 1 配偶者短期居住権及び配偶者居住権

客員弁護士 二本松 利忠

### Q1-1 配偶者短期居住権(1) - 配偶者短期居住権の意義とこのような権利が認められた趣旨

介護施設に入居していた夫が亡くなり、妻である私と息子A・Bが相続しました。夫の遺産は、私が無償で居住していた甲建物とわずかな預貯金だけです。夫死亡後すぐに遺産の分配をめぐる争いになり、息子たちは甲建物を早く売るために私に甲建物からすぐに出て行けと要求しています。私はすぐに出て行かなければならないのでしょうか。

#### A1-1

すぐに出て行く必要はありません。遺産分割により甲建物の帰属が確定する日または相続開始時(夫死亡時)から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの

間、すなわち最低でも相続開始から6か月間は甲建物に無償で住むことができます。したがって、遺産分割の協議が相続開始から6か月を経過した時点で調い、甲建物をAが取得することになった場合は、そのときまで無償で居住することができます。

#### 解説

今回の相続法改正で、配偶者の保護を手厚くするため、被相続人の持ち家に無償で居住していた配偶者について、配偶者短期居住権と配偶者居住権の2つの権利が新たに認められた。このうちの配偶者短期居住権は、相続開始時に被相続人の持ち家に無償で居住していた配偶者について、被相続人の死亡後、今まで住んでいた建物から直ちに退去を迫られることがないように、相続開始後一定期間は無償で住む権利を認めるものである(新法1037条1項)。

従来、被相続人所有の建物に共同相続人の一人(例えば配偶者)が無償で同居していた場合には、特段の事情のない限り、被相続人と同居相続人との間において、被相続人が死亡し相続が開始した後も、遺産分割により居住建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き同居相続人にこれを無償で使用させる使用貸借契約が成立しているものと推認するとされ

(最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁)、当該相続人が直ちに住んでいた建物から退去させられないという保護は認められてきた。しかし、このような方法では、被相続人が明らかにこれとは異なる意思を表示していた場合(例えば、居住建物を第三者に遺贈していた場合)などは使用貸借契約の成立を推認することはできず、配偶者の居住が保護されないことになる。そこで、新法では、そういった場合を含めて、被相続人の意思にかかわらず、配偶者の短期的な居住を法律で保護することにしたものである。

本問の場合は、居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合(新法1037条1項1号)であるから、配偶者は、遺産分割により居住建物の帰属が確定する日(協議による場合は遺産分割協議の成立時、審判による場合は遺産分割の審判の確定時)または相続開始時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、その建物に無償で居住することができる(この場合の配偶者短期居住権を「1号配偶者短期居住権」という)。なお、配偶者短期居住権は、相続の開始により当然に発生し、遺産分割における配偶者の具体的相続分からその価格相当額を控除する必要はなく、また、居住により得た利益が配偶者取得分に算入されることもない。

**Q1-2 配偶者短期居住権(2) - 配偶者短期居住権が発生する場合**

夫が亡くなり、妻である私と先妻との間の子であるAが相続しました。夫の遺産は、私が夫と同居していた甲建物と預金2000万円でしたが、夫は「預金2000万円を妻(私)に相続させる。甲建物はAに相続させる。」という遺言を残していました。Aは、私に甲建物からすぐに出て行けと要求しています。私はすぐに出て行かなくてはならないのでしょうか。

**A1-2**

すぐに出て行く必要はありません。配偶者短期居住権が発生し、Aから退去要求のあった日から6か月間は、無償で甲建物の居住することができます。

**解説**

本問のように、配偶者が居住建物について共同相続人間での遺産分割の当事者とならない場合は、配偶者は1号配偶者短期居住権を取得しない。

しかし、配偶者短期居住権は、配偶者が無償で居住していた建物が第三者(他の共同相続者を含む)に遺贈または死因贈与された場合や、配偶者が相続放棄し

た場合にも認められる(新法1037条1項本文・2号。この配偶者短期居住権を「2号配偶者短期居住権」という)。その場合の配偶者短期居住権の存続期間は、居住建物の所有権を取得した者から配偶者短期居住権消滅の申入れを受けてから6か月間となる(新法1037条1項2号・3項)。

**Q1-3 配偶者居住権(1) - 配偶者居住権の意義とこのような権利が認められた趣旨**

夫が亡くなり、妻である私と先妻との間の子であるAが相続しました。夫の遺産は、私が夫と同居していた甲建物(評価額2000万円)と預貯金3000万円の合計5000万円です。私は、高齢でもあり、甲建物に引き続き居住したいのですが、遺産分割で甲建物を取得した場合は取得できる預貯金額が少なくなり、これからの生活が心配です。住む場所を確保して、なおかつ預貯金を多く取得することはできないのでしょうか。

**A1-3**

遺産分割協議または遺産分割調停において、あなたが甲建物に無償で居住できる配偶者居住権を取得し、甲建物の所有権をAが取得する方法があります。例えば、配偶者居住権が1000万円と評価された場合、法定相続分(2分の1)に従えば、あなたは配偶者居住権のほか預貯金1500万円を取得することができます。

**解説**

近年の社会の高齢化の進展に伴い、被相続人の死亡後にその配偶者が長期間にわたり生活を継続するが増加している。配偶者が住み慣れた被相続人所有建物に引き続き住みたいと希望する場合、遺産分割によって、配偶者が当該建物の所有権を取得することができる。しかし、このような方法を選択した場合、一般的に建物の評価額は高額であるから、それ以外の財産(特に、預貯金債権等の流動資産)を十分に取得できず、住居は確保できるものの、将来の生活費が不足するという事態が生じることになる。そこで、新法は、配偶者の生活を保護する目的で、居住建物を無償で使用収益する権限はあるが処分権限のない新しい権利(配偶者居住権)を創設し、配偶者に配偶者居住権を取得させ、建物の所有権(負担付き所有権)を他の相続人に相続させることで、配偶者が自宅での居住を継続しながら、生活資金として預貯金等の財産も取得できるようにした(新法1028条1項)。この場合、配偶者居住権は、遺産分割により取得した財産として評価されるが、建物所有権よりは安く評価されるの

で、その分、他の財産からの取得分が増えることになる。なお、一定の場合には、配偶者は、家庭裁判所の遺産分割の審判によって配偶者居住権を取得できる(新法1029条)。

配偶者居住権は、これを登記すれば居住建物の所有権を譲り受けた者や居住建物の差押えをした債権者等の第三者に対抗することができる(新法1031条2項・民法605条)。

#### Q1-4 配偶者居住権(2)－配偶者居住権が発生する場合

私と妻は、いずれも再婚の夫婦で、私には先妻との間の子であるAが、妻には先夫との間の子であるBがいます。子どもたちとはいずれも養子縁組はしていません。私は、現在妻とともに私所有の甲建物に居住していますが、私の財産はそれ以外に若干の預金があるくらいで、私の死後、妻とAとの間で相続争いが起こり、妻が引き続き甲建物に住み続けることができるか心配です。そこで、妻に甲建物を遺贈することも考えましたが、それでは妻が死亡したときに甲建物の所有権をBが相続してしまうこととなります。私の死後も妻が甲建物に住み続けることができ、かつ、甲建物の所有権はAが取得できる方法はないでしょうか。

#### A1-4

妻に配偶者居住権を、Aに甲建物を遺贈する方法があります。また、妻に配偶者居住権を、Aに甲建物の所有権をそれぞれ贈与する旨の死因贈与契約を締結しておくことが考えられます。

#### 解説

配偶者居住権は、相続開始によって当然に発生する配偶者短期居住権とは異なり、相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた配偶者について、①遺産分割によって配偶者居住権を取得するとされたとき(新法1028条1項1号)、②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき(同項2号)のほか、③被相続人と配偶者との間に配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき(民法554条・新法1028条1項2号)に発生する。したがって、それぞれ子がいる高齢者同士が再婚した場合、自宅建物を所有する者は、遺言や死因贈与契約によって、その配偶者に配偶者居住権を取得させてその居住を確保しつつ、自宅建物の所有権については自分の子に取得させることができる。

#### Q1-5 配偶者居住権(3)－配偶者居住権の存続期間、譲渡・買取請求

夫が亡くなり、妻である私と先妻との間の子Aが相続しました。夫の遺産は、私が無償で居住していた甲建物と預貯金です。私は、甲建物に引き続き無償で居住したいので、遺産分割で配偶者居住権を取得したいのですが、私は、どのくらいの期間、居住を続けることができるのでしょうか。また、私が、高齢となって身体が不自由になり、介護施設に入所する必要ができたとき、その費用の足しにするため、配偶者居住権を第三者に売ったり、甲建物の所有権を取得したAに対して買い取ってもらうことはできるのでしょうか。

#### A1-5

配偶者居住権の存続期間は、遺産分割等で特に定めがなされない限り、配偶者の終身(配偶者が死亡するまでの期間)ということになります。この配偶者居住権は、第三者に譲渡することはできません。配偶者居住権を建物所有者に買い取ってもらうことは可能ですが、配偶者に一方的な買取請求権があるわけではなく、建物所有者との合意が必要です(なお、建物所有者の承諾を得たうえで第三者に居住建物を賃貸することはできます。)

#### 解説

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間であるが、遺言や遺産分割の定めによって、より短い期間とすることができる(新法1030条)。

配偶者居住権は、配偶者自身の居住環境の継続性を保護するためのものであるから、これを第三者に譲渡することは認められていない(新法1032条2項)。この結果、配偶者が長期間居住することを前提に配偶者居住権を取得したにもかかわらず、途中で、病気あるいは怪我等により身体が不自由になって世話をしてくれる親族のもとに転居したり、介護施設に入居せざるを得ないことが生ずることがある。しかし、このような場合でも、その後の生活費を捻出するために配偶者居住権を第三者に売却することはできず、①配偶者居住権を建物所有者に買い取ってもらうか(その場合、配偶者に買取請求権は与えられておらず、あくまでも建物所有者との合意による必要がある)、②建物所有者の承諾を得たうえで第三者に居住建物を賃貸して賃料収入を得るしかない(新法1032条3項)。

このように、配偶者居住権は配偶者の居住を保護するうえで有用な反面、上記のようなリスクがある。したがって、配偶者居住権を遺産分割の協議・調停にお

いて取得する場合には、あらかじめ、一定の事由が発生した場合には買取請求ができる旨とその場合の買取額(またはその算定方法)などを合意によって定めたり、遺贈の場合にも、遺言の中でそのような指定をしておいてもらうことが考えられる。

## 2 持戻し免除の意思表示の推定

弁護士 増田 朋記

### Q2-1 持戻し免除の意思表示の推定

結婚後、20年以上一緒に暮らしてきた夫が亡くなりました。夫と一緒に暮らしていた住居とその敷地については、生前に夫から私が譲り受けており、夫の遺産は1000万円の預貯金のみとなっています。ところが、先妻の子から、私が譲り受けた土地建物も相続の対象になると言われています。本当でしょうか。

#### A2-1

相続人が被相続人から生前に遺産の前渡しとなるような贈与を受けていた場合には、「特別受益」となり、その額を相続財産額に加えた上で相続分を算定することとなります(「持戻し」と呼ばれます。)。もっとも、今回の相続法改正によって、①婚姻期間が20年以上の夫婦において、②居住用の建物またはその敷地の遺贈または贈与があった場合には、「持戻し」を免除する意思表示があったものと推定されることになりました。したがって、妻が夫から生前に譲り受けた土地建物は、当然には相続の対象にならないと言えます(ただし、遺留分の算定には別途の留意が必要となります。)

#### 解説

共同相続人の中に、被相続人から、遺贈を受け、婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けていたり、遺贈を受けていたりする者がいる場合、これらの遺贈や贈与は特別受益としてその額が相続財産に加算された上で、各共同相続人の相続分を確定することとなる。そして、特別受益を受けた相続人は、算定された相続分から特別受益額を控除した残額が具体的相続分とされる(民法903条1項)。

もっとも、被相続人の意思表示により、上記のような特別受益の持戻しを免除する制度がある。すなわち、特定の相続人に対して特別に多くの財産を承継させようと意図し、被相続人が、特別受益を受けた相続人の具体的相続分を算定する際に、持戻しを免除するとの意思や特別受益を相続財産に加算しないとの意思を表示した場合には、その意思表示が効力を有し、持戻しは免除される(新法903条3項)。

そして、今回の相続法改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦について、この持戻し免除の制度を活用するため、新たな規定が設けられた。すなわち、①婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、②他の一方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地について遺贈または贈与をしたときにおいて、当該被相続人は、持戻し免除の意思表示したものと推定するとの規定が置かれたのである(新法904条4項)。

## 3 遺産分割前の預貯金債権の払戻し

弁護士 増田 朋記

### Q3-1 遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分

父が突然に亡くなりました。本人が亡くなると遺産分割が完了するまで預貯金の払い戻しが受けられないと聞きましたが、そうだとすると、葬儀費用の支払いもある上に、これまで家族の生活費は父の預貯金から支払っていたので困ります。こういう場合に必要な分だけでも先に払い戻してもらうことはできないのでしょうか。

#### A3-1

遺産の分割の審判または調停の申立てがあった場合であれば、家庭裁判所に預貯金債権の仮分割を求めることができます。旧法では、事件の関係人の急迫の危険の防止の必要があることが要件とされていましたが、今回の相続法改正によりその要件が緩和され、それ以外に、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により預貯金債権を払い戻す必要があると認められるときにも、仮分割の仮処分を

受けることができることとなりました。

#### 解説

預貯金債権が共同相続された場合には、当然には分割されず、遺産分割の対象となる(最高裁平成28年12月19日決定)。このため、遺産分割前は、預貯金債権は共同相続人の準共有となり、その全員が共同して行使しなければならない。したがって、共同相続人の全員の同意を得ることができない場合には、払戻しを受けることができないこととなる。しかし、それでは、被相続人が生前に負担していた債務の弁済を被相続人の預金から支出することが困難となり、また、生計について被相続人の支援を受けていた相続人が被相続人の死亡後も生活費を被相続人の預金から支出したいというような場合にも不都合が生じることとなる。

このような場合については、今回の相続法改正前も、家庭裁判所による審判前の保全処分を申し立てることが可能であった。すなわち、家庭裁判所は、遺産の分割の審判または調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、または事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者または相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができることとされている(家事事件手続法第200条第2項)。しかし、この場合には、「急迫の危険を防止するため必要があるとき」と、その文言上、厳格な要件が課せられるため、今回の相続法改正によって、預貯金債権の仮分割についてのみ、上記の要件を緩和する規定が新たに設けられた。すなわち、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を相続人が行使する必要があると認めるときには、預貯金債権の仮分割を命ずることができることとされたのである(家事事件手続法第200条第3項)。

#### Q3-2 家庭裁判所の判断を経ない預貯金の払戻し

仮分割の仮処分を申し立てて裁判所の判断を受けるというのは、素人には大変そうなのですが、そこまでしないと預貯金の払戻しは一切受けられないのでしょうか。

#### A3-2

今回の相続法改正により、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに一定の計算式で求められる額までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができることとさ

れました(ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額(150万円)が限度とされます。)。ここでいう一定の計算式とは、(相続開始時の預貯金債権の額)×(3分の1)×(当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分)というものです。

#### 解説

家事事件手続法第200条第3項は、同条第2項に定められた要件を緩和し、預貯金債権について仮分割の仮処分を認めるが、相続開始後に被相続人の葬儀代や相続人の生活費等の支出のために資金が必要となった場合に、裁判所に保全処分の申立てをしなければ単独での払戻しが一切認められないとすれば、遺産の分割の審判または調停の申立てが前提となるため、相続人にとっての負担は大きく、実効性に欠ける。そこで、今回の相続法改正により、預貯金債権のうち一定割合については相続人単独での権利行使ができることとされた。すなわち、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に、当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者(=金融機関)ごとに法務省令で定める額を限度とする。))については、単独でその権利を行使することができることとされたのである。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされる(新法909条の2)。

なお、上記の上限額については、「民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令」により、世帯人員が1名の標準生計費は1か月当たり12万円弱となっていることや、平均的な葬式費用の額については、150万円前後とされていること等を理由として、金融機関毎に150万円と定められている。

## 4 遺産に属する財産の遺産の分割前の処分

弁護士 増田 朋記

Q4-1 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

父が亡くなり、私と兄の二人が相続人となりました。ところが2000万円あったはずの父の預貯金から、父が亡くなった後に、密かに兄が1000万円を引き出してしまっていました。この引き出された1000万円も遺産分割の対象とすることができるのでしょうか。

#### A4-1

密かに引き出された1000万円に関しては、不法行為や不当利得に基づいて請求することも考えられますが、そのような方法では実際には十分に救済されないことが問題となります。そこで、今回の相続法改正により、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができることとされました(新法906条の2)。この同意には、当該処分をした共同相続人の同意は不要とされますので、本件ではご自身の同意のみによって、引き出された1000万円を遺産分割の対象に含めることが可能となります。

#### 解説

遺産分割の対象は、「相続開始時の」相続財産ではなく、「遺産分割時の」相続財産である。したがって、相続開始後、遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合に、別途に法的手当がなければ、当該処分された財産は遺産分割の対象とならないこととなり、これにより不利益を受けた者は、財産を処分した者に対して不当利得の返還を請求するか、不法行為に基づく損害賠償を請求するほかないこととなる。

そこで、今回の相続法改正により、相続開始後に処分された財産についても、一定の要件を満たせば、遺産分割手続の中で処理する制度が採用された。すなわち、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができることとされた(新法906条の2)。

## 5 自筆証書遺言と保管制度

弁護士 長谷川 彰

#### Q5-1 自筆証書遺言の方式

遺言を残したいのですが、財産が不動産や預貯金、貴金属などいくつもあり、手書きで正確に財産を含めた全文を書くのは、途中で書き間違えたりするおそれがあります。その結果、作成した遺言が効果のないものになってしまいそうで心配です。今回の相続法改正で作成方法がどのように変わり、どのような点に注意して書けばよいのでしょうか。

#### A5-1

自筆証書遺言の本文は、従来通り、遺言者が、その全文、日付、及び氏名を自分で書き(自署)、押印しなければなりません。しかし、今回の相続法改正によって、相続財産の全部または一部の目録を自筆証書遺言に添付する場合には、その財産目録は、ワープロで作成したものでもよいし、預金については通帳の写しを添付してもかまわないことになりました。

#### 解説

旧法は、自筆証書遺言について、「遺言者が、全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押さなければならない」(968条)と定めている。しかし、財産目録まですべて自筆を要求することは、書き間違いや不正確な記載で遺言の無効を招来しかねない。そこで今回の相続法改正では968条2項を新設し、自筆証書遺言をする場合において、遺言事項と添付書類である財産目録とを分け、前者については、従来通り自署性を維持し(新法968条1項)、後者については、自署を要件としないこととした。その上で、添付書類である財産目録については、ページごとに自ら署名し、押印しなければならないとした(新法968条2項)。記載が両面に及ぶ場合は、署名・押印はその両面に必要である。遺言本文に押捺される印と財産目録の各頁に押捺される印は、同一のものでなくともよい。

条文上は、「目録については、自署することを要しない」「目録の毎様(自署によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない」と規定されているにとどまり、目録の作成方法については特段の規定がない。そこで、

目録をワープロ書きにより作成すること、遺言者以外の者が代筆すること、不動産の登記事項証明書を添付すること、預貯金の通帳の写しを添付することなど、いずれも目録として有効である。

自筆証書遺言中の加除その他の変更については、遺言書の本文・添付の財産目録ともに、従来通りの要件を課している(新法968条3項)。たとえば、財産目録全体を差し替える場合には、遺言書本文に「旧財産目録を新財産目録のとおり訂正する」旨自署し、署名したうえで、旧財産目録全体の抹消と押印、差し替えた新財産目録のすべてのページに署名・押印することが必要である。

#### Q5-2 自筆証書遺言の保管制度の要件

自筆証書遺言を保管してもらえる制度ができたと聞いたのですが、具体的に、どこに、どのような方法で保管をお願いすればよろしいでしょうか。

#### A5-2

自筆証書遺言を作成したご本人が、遺言書に封をしないで、住所地などの法務局へ持参して、保管申請をすることになります。

#### 解説

平成30年7月6日「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(以下、「保管法」という)が成立し、2020年7月10日に施行される。

従来、自筆証書遺言は、遺言者自身が責任をもって保管しなければならなかった。しかし、作成後に遺言書を紛失するおそれがあるほか、相続人が遺言書を隠匿したり、変造するおそれがあった。さらに、相続人が遺言書の存在を知らないまま遺産分割を進め、後日遺言書が見つかって、遺産分割協議をやり直さなければならないという事態も発生した。

そこで、今回の相続法改正に伴い、自筆証書遺言を確実に保管し、相続人が自筆証書遺言の存在を把握できる制度として、各地の法務局に「遺言書保管所」を設け、「遺言書保管官」に保管事務を行わせることとした(保管法2条、3条)。

遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局の遺言書保管官に対して行う(同法4条3項)。

遺言書の保管の申請は、遺言者が法務局に自ら出頭して行わなければならない(同法4条6項)。保管の対象となる遺言書は、自筆証書遺言のみであり、今後法務省令で定められることになる様式に従って作成された

もので、無封のものでなければならない(同法4条2項)。

遺言書保管官は、当該遺言が民法968条の定める方式に適合しているか否かを審査するが、遺言内容の適法性、有効性についての審査権限はない。

遺言書は、遺言書保管官が、その原本を法務局内に保管する(保管法6条11項)とともに、その遺言書に係る情報を磁気ディスク等に画像情報化して管理する(同法7条2項)。

#### Q5-3 自筆証書遺言の保管制度の効果

自筆証書遺言の保管制度を利用した場合、どのような効果があるのですか。一旦保管を申請すると、遺言書の返還を求めたり、遺言の撤回をすることはできなくなることはありませんか。

#### A5-3

保管制度を利用して保管された自筆証書遺言については、家庭裁判所による検認手続は不要になりました。

保管を申請した後も、遺言者は、いつでも遺言書(原本)の返還・画像情報の消去および閲覧を請求することができます。

一方、相続人、受遺者および遺言執行者等は、遺言者が亡くなった後は、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面(遺言書情報証明書)の交付を求めることができます。

また、遺言者は、保管制度を利用したからといって、遺言の撤回をすることができなくなるわけではありません。

#### 解説

##### 1 家庭裁判所の検認

家庭裁判所の検認手続は、遺言書保管所に保管されている遺言書については不要となった(保管法11条)。

##### 2 遺言者について

遺言者は、いつでも、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還と画像情報の消去を請求できる(同法8条1項、4項)。また、閲覧を請求することができる(同法6条2項)。この請求は、遺言者がみずから法務局に出頭して行わなければならない(同法6条3項、8条3項、5項)。

また、遺言者は、この保管制度を利用した場合でも遺言の撤回(民法1022条)をすることができる。すなわち、遺言書の返還、画像情報等の消去を求めることをせずに作成された撤回遺言も有効である。

##### 3 遺言者以外の者について



- (1) 遺言者の相続人、受遺者、遺言書で遺言執行者と指定された者等(これらの者は保管法9条において「関係相続人等」とされる)は、遺言者死亡後遺言書保管官に対し、遺言書の閲覧を請求することができ(同法9条3項)、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面(遺言書情報証明書)の交付を請求することができる(同法9条1項)。
- (2) 何人も、遺言書保管官に対し、法務局(遺言書保管所)における関係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には、遺言書ファイルに記録されているその遺言書記載の作成年月日およびその遺言書が保管されている遺言書保管所の名称、保管番号、その遺言書を保管している法務局の名称を証明する書面(遺言書保管事実証明書)の交付を請求することができる(同法10条)。この請求は、遺言者の死後に限られる。

合において、遺言執行者は、預貯金の払い戻しの請求または当該預貯金にかかる契約の解約の申し入れをすることができる(新法1014条3項)。今回の相続法改正で、1014条3項を新設したのは、「預貯金を特定の相続人に相続させる」遺言で目的とされているのが、その実質において、「預貯金債権という債権を特定の相続人に帰属・承継させる」ことというよりは、むしろ「預貯金額を特定の相続人に与える」ことにあるから、預貯金を払い戻すことを遺言執行者の任務とし、この払い戻しによって得る金額を特定の相続人に与えれば足りると考えたことによるといわれている(潮見450頁)。

これに対し、預貯金以外の投資信託等の金融商品については、同条項は適用されないので、現行民法同様遺言執行者の権限がどこまで及ぶかは、当該遺言の解釈によって定まることになる。

## 6 遺言執行者の権限

弁護士 長谷川 彰

### Q6 遺言執行者の権限

先日、父が死亡しました。父の相続人は、母と子である私と弟の3人だけです。父は、「すべての預貯金を母と、私と、弟に3分の1ずつ相続させる」という遺言を残し、私を遺言執行者に指定していました。そこで、銀行に父名義の預金の払い戻しを求めたところ、銀行は、相続人全員の同意がなければ払い戻しに応じないと拒否しました。私が遺言執行者として単独で預金の払い戻しを行うことはできないのですか。

A6

遺言執行者であるあなたは、預金や貯金の払い戻しを請求することができます。

解説

本問のように、遺産の分割方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人または数人に承継させることを定めた遺言を特定財産承継遺言という。預貯金債権についての特定財産承継遺言がされた場

## 7 遺留分制度の見直し

弁護士 野々山 宏

### Q7-1 遺留分とは

私の両親は私が子どもの頃に離婚して、私は母親と暮らしてきました。父親は再婚して、再婚相手との間に2人の子どもがいます。先日、父親が亡くなり、49日の法要の後で、父親と再婚した女性から、この女性に全部の財産を相続させるという父親の遺言書を見せられました。私は、父親の財産を何も相続できないのでしょうか。

A7-1

相続できます。あなたには、相続財産の中で一定の割合で相続人に留保されている、「遺留分」が認められています。たとえ遺言では何ももらえない記載となっても、本件では、父親の遺産のうち、子としての相続分6分の1の2分の1である12分の1の遺留分が認められます(旧法1028条、新法1042条)。遺言の内容が遺留分を侵害している場合には、侵害された遺留分額を請求することができます。具体的な遺留分侵害額はQ3、Q4で記載したように、民法で規定された計算方法で算定されます。

## 解説

遺留分制度は、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護の調和を図った制度である。本来被相続人は自己の財産を遺贈や贈与などによって自由に処分することができるはずであるが、他方で、相続においては遺族の生活保障や遺産形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算の要請があることから、遺留分制度によって、相続財産の中で、法律上その取得が一定の相続人に留保され、被相続人の自由な処分に制限を加えている(旧法1028条から1044条)。被相続人が、遺留分以上に贈与や遺言による遺贈を行ったときには、遺留分を侵害された相続人は受遺者や受贈者に対して、遺留分減殺請求権を行使することができる(旧法1031条)。

遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人である場合は本来の法定相続分の3分の1、それ以外の場合には本来の法定相続分の2分の1が遺留分割合となる。本問の場合には、相続人は妻と子3人であるので、法定相続分6分の1×遺留分率2分の1=12分の1が質問者の遺留分割合となる。なお、兄弟姉妹は相続人となっても遺留分はない(旧法1028条)。

遺留分について相続法改正がされ、施行日である2019年7月1日以後の相続から適用される。新法でも遺留分制度は維持されているが(新法1042条から1049条)、旧法の遺留分制度には、被相続人の家業継続の意図が実現できない、金銭的な解決が原則になっておらず遺留分権利者の生活保障とならない、遺留分の計算方法が明確ではないなどの課題があった。今回の相続法改正によって遺留分請求権の法的性質を変更させる(Q2参照)、遺留分の算定方法を明確にする(Q3、Q4参照)、遺留分の法的性質を変更させることによる特別措置(Q5参照)などの改正が行われた。

## Q7-2 遺留分に基づく請求権

Q7-1のケースで、父親の遺産は自宅不動産(評価額6000万円)だけであると聞いています。私の遺留分はどのような権利となるのでしょうか。

## A7-2

遺留分の不足分(遺留分侵害額)の金銭を請求することになります。旧法では、それぞれの財産ごとに遺留分割合の権利があり、共有になるとされていましたが、今回の相続法改正によって、遺留分は金銭で評価し、遺留分の不足分(遺留分侵害額)を金銭に評価・算定して、「遺留分侵害額請求権」という金銭債権として請求する権利となりました(新法1046条1項)。具体

的な金銭の計算方法はQ3、Q4を参照してください。

## 解説

旧法では、遺留分減殺請求の効果は物権的に生じると解釈されている。すなわち、遺留分権利者の遺留分減殺請求により、遺贈または贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者または受贈者が取得した権利はその限度で当然に遺留分減殺請求をした遺留分権利者に帰属する(最判昭和51年8月30日民集30巻7号768頁)。その結果、遺留分減殺の対象となった遺贈や贈与の目的物は受遺者・受贈者と減殺請求者の共有関係となる。

ところが、当然に相続財産が共有関係になることは、複雑な権利関係が生じるとともに、共有関係の解消が新たな紛争となって、遺留分減殺請求権の行使によって相続財産に対する権利を得たとしても、最終的な解決にはならない。また、被相続人が特定の相続人に家業を継がせることを目的に、株式や店舗、商品等の事業用財産を遺言で遺贈しても、遺留分減殺請求により事業用財産が当然に他の相続人との共有になる結果、必要な事業用財産の処分や相続不動産の担保提供が遺贈された相続人だけではできなくなり、事業運営が円滑に行えなくなる場合がある。そのために、事業承継そのものができなかつたり、事業承継後の経営が円滑に行えない事案も生じている。また、遺留分権利者にとっても、相続財産を生活保障の当てにしている場合であっても、不動産等の共有持分権を取得してただちに遺留分権利者の生活保障とはならない場合も多く、むしろ遺留分減殺請求によって金銭を取得できる方が生活保障に資することになる。

旧法制度には、このような問題点があるうえに、遺留分制度の趣旨は遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算にあるが、この目的を達するためには必ずしも物権的效果を認める必要はなく、むしろ金銭的に解決した方が生活保障や清算の目的に資すると考えられる。

そこで、新法は遺留分減殺請求権の物権的效果を廃して、遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化した。旧法1031条を全面的に見直し、新法1046条において、遺留分権利者及びその承継人は「遺留分侵害額請求権」という金銭債権を行使できることとした。「遺留分侵害額請求権」は、旧法の遺留分減殺請求権と同様に形成権であることを前提に、その権利行使により遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生することになった。これにより、遺留分義務者は金銭を遺留分権利者に支払えばよくなり、遺贈や贈与の目的財産が複

雑な共有関係に陥ることなく、そのまま受遺者・受贈者に与えたいという被相続人の意思も尊重されることになる。

**Q7-3 生前贈与があったときの遺留分侵害額の算定**

Q7-1のケースで、私は父親から15年ほど前に学資や生活資金として500万円の贈与を受け援助してもらいました。また、再婚した後の2人の子どもはそれぞれ2年前と3年前に自宅の購入資金として1000万円と500万円の贈与を受けています。このような贈与は遺留分の算定に影響するのでしょうか。

**A7-3**

贈与については、具体的な遺留分侵害額を算出する際の、遺留分の基礎となる相続財産の価額の算定や、遺留分額から引かれる特別受益として影響する場合があります。

旧法では、遺留分の基礎となる相続財産の価額の算定においては、「相続人」に対する生前贈与は時期の制限がありませんでしたが、新法1044条3項によって、特別受益にあたる贈与につき相続開始前の10年間にされたものに限定されました。

**解説**

旧法では、遺留分算定の基礎となる相続財産の価額の算定では、相続人に対する生前贈与で特別受益にあたるものは特段の事情が無い限り1年前であるかどうか、害意があるかどうかを問わず時的制限なく算入を認めていた(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)。そのため、相続人それぞれに関して立証が困難な極めて古い贈与の有無や価額が争われ、紛争の長期化の原因の一つとなっていた。そこで、旧法1030条の考え方は維持しながら、相続人に対する特別受益に該当する贈与については、相続開始前の10年間にされたものに限定して、その価額を遺留分算定の基礎となる相続財産の価額に含めることとした。

相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものを原則とした(新法1044条1項)。

当事者双方が遺留分を侵害することを知って贈与した場合には、相続人及び相続人以外も例外となる(新法1044条1項2文、同条3項)。

そして、そのような特則のない、遺留分権利者に対する民法903条1項に規定する特別受益となる贈与については、新法1043条1項に基づいて旧法と変わらず遺留分額から控除されることになる。

上記の場合、質問者の15年前の贈与500万円は遺留

分算定の基礎となる相続財産の価額に算入されないが、再婚相手の子らへの贈与合計1500万円は相続開始から10年以内の特別受益であるため遺留分算定の基礎となる相続財産の価額に算入されることになる。また、遺留分権利者である質問者への500万円の贈与は特別受益にあたるので、遺留分額から控除されることになる。

**Q7-4 遺留分侵害額の算定方法**

遺留分の割合だけでは請求できる遺留分侵害額は決まらなと聞いています。新法では、遺留分侵害額の算定方法はどのように定められているのでしょうか。また、Q7-1からQ7-3の私のケースでは具体的な遺留分侵害額はいくらになるのでしょうか。

**A7-4**

実際の遺留分侵害額の算定は、遺産や遺留分割合から算出された額だけでなく、何らかの遺産相続をしているか、生前贈与や遺贈の有無、債務の状況などによって具体的に算定されます。新法1046条2項で金銭請求できる遺留分侵害額の算定方法を明文化しています。

それによれば、あなたの遺留分侵害額は125万円となります。

**解説**

遺留分侵害額の算定方法を明文化した新法1046条2項条文を算定式にすると以下のようなになる。

①遺留分額 = 遺留分算定の基礎となる相続財産の価額 × (遺留分率) × (遺留分権利者の法定相続分)

②遺留分侵害額 = (遺留分額) - (遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益) - (遺産分割の対象財産がある場合には具体的相続分に応じて取得すべき、寄与分による修正は考慮しない遺産の価額) + (遺留分権利者が承継する相続債務の額)

これを上記のケースに当てはめると、

①遺留分額 = (遺留分算定の基礎となる相続財産の価額 6000万円 + 1000万円 + 500万円) × (遺留分率 2分の1) × (遺留分権利者の法定相続分 6分の1) = 625万円

②遺留分侵害額 = (遺留分額 625万円) - (遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益 500万円) - (遺産分割の対象財産がある場合には具体的相続分に応じて取得すべき寄与分による修正は考慮しない遺産の価額 0円) + (遺留分権利者が承継する相続債務の額 0円) = 125万円

質問者は、この125万円を、被相続人の再婚相手に遺留分侵害額請求権として支払いを求めていくこととなる。

受遺者または受贈者の遺留分侵害額を支払う負担の順位については、新法1047条で具体的に規定された。いずれも、遺贈または贈与を受けた額の限度で遺留分侵害額を支払うことになる。受遺者と受贈者とがあるときは、先に受遺者が負担する(新法1047条1項1号)。なお、受遺者が複数あるとき、または受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、その目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思にしたがう(新法1047条1項2号)。受贈者が異なる時期に複数あるときには、後の贈与の受贈者から順次前の贈与の受贈者が負担する(新法1047条1項3号)。受遺者または受贈者が無資力の場合の負担は遺留分権利者が負う(新法1047条4項)。

このケースでは受遺者である被相続人の再婚相手が負担することとなる。

#### Q7-5 遺産に金銭や預金がない場合の特別措置

私は、夫の前妻の子から遺留分侵害額請求を受けた相続人です。遺産は夫と2人で暮らしてきた自宅不動産だけです。遺留分侵害額を金銭で払えといわれても現金がありません。遺留分侵害額はすぐに払わなくてはならないのでしょうか。

#### A7-5

支払期限の猶予を求めることができます。本来、具体的な遺留分侵害額の金額が請求されたら、ただちに支払う必要があります。しかし、遺産の多くが不動産や株式などですぐに現金化できない場合には払うことができないので、裁判所に請求して、相当と考えられる猶予期限を許与してもらうことができます。

#### 解説

遺留分侵害額請求権は金銭債権であり、遺留分侵害額請求に基づく金銭債権の支払期限は具体的金額が算定されて請求されたら、ただちに到来するので、金銭が準備できない場合には、受遺者・受贈者は遅延損害金の支払いや強制執行を受けるなどの不利益を被ることとなる。しかしながら、相続財産においては必ずしも現金や預金が多くなく、ほとんどが不動産や事業承継した株式である場合など、遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者がただちにその額に見合う現金を準備できないことが十分に予想される。そこで、新法

1047条5項を設け、受遺者・受贈者の請求により、裁判所は、負担する金銭債務の全部または一部の支払につき、相当の期限を許与することができるという、遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者に対する金銭支払期限の許与制度を創設した。

## 8 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

弁護士 茶木 真理子

### Q8-1 被相続人の親族の特別寄与制度

私は、長男の嫁として、5年前に脳梗塞で倒れた義理の父の介護を在宅で行ってきました。先日、義理の父が他界したのですが、長男である私の夫は義理の父よりも先に他界しています。また、私と夫の間には子がいません。

今回の相続法改正で、相続人以外の親族が被相続人に貢献をした場合、その貢献を考慮するための新しい方策が設けられたと聞きましたが、概要を教えてください。

#### A8-1

旧法には、病氣療養中である被相続人の介護を行うなど、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした者がいるときに、この寄与を考慮して相続分の算定を行うという、寄与分の制度があります。しかし、旧法では、寄与分は相続人にしか認められていません。新法では、相続人以外でも、特別の寄与をした被相続人の親族は、寄与に応じた額の金銭(「特別寄与料」)の支払を請求できることになりました。

#### 解説

1 被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした相続人については、相続人間の公平を図るべく、寄与分が認められる(民法904条の2)。

旧法下では、寄与分を受ける資格は、相続人に限定されている。ただし、旧法下でも、相続人以外の者の寄与を、相続人の履行補助者による寄与と評価して、相続人の寄与に含める形で評価する方法により解決が図られてきた。

2 しかし、Q8-1の事例のように、相続人である夫が被相続人よりも先に死亡し、子等の代襲相続人もいないような場合には、妻にいくら寄与行為があってもこれを考慮することができない。被相続人との関係性が近ければ近いほど、有償契約を締結する等の生前の対応も困難である。

そこで、新法では、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、新たな規律(新法1050条)が設けられることとなった。すなわち、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族(以下「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる(新法1050条1項)。なお、この特別寄与制度は、2019年7月1日以降に発生した相続に適用される。

#### Q8-2 特別寄与料の請求が認められるための要件

私は、義理の父の相続人に対し、特別寄与料の請求をしたいと思いますが、私のQ8-1のようなケースで請求が認められることはあるでしょうか。

#### A8-2

特別寄与料の請求が認められるためには、①被相続人の親族であること、②無償で労務提供による特別の寄与行為をしたこと、③②により被相続人の財産が維持され、または増加したことという3つの要件を充たす必要があります。よって、あなたの場合、三親等内の姻族として被相続人の親族にあたりますので、あなたの貢献が②及び③に該当すると判断されれば、特別寄与料の請求が認められる可能性があります。

#### 解説

##### 1 請求権者(要件①)

特別寄与料の請求ができる被相続人の「親族」とは、民法725条が定める「六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族」であって、相続人でない者に限定されている。配偶者は常に相続人となるので、新法1050条の「親族」から配偶者は除かれる。また、六親等内の血族や三親等内の姻族に該当する者であっても、相続の放棄をした者、相続欠格または廃除によって相続権を失った者は除かれる。

##### 2 「無償」(要件②)

「無償」とは、労務の対価を得ている場合を除く趣旨である。契約や遺言で被相続人が特別寄与者に

何らかの利益を与えている場合は、「無償」にはあたらない。ただし、対価が低廉の場合には、「無償」と評価したうえで、特別寄与料の額を定める際に「一切の事情」(新法1050条3項)として考慮すればよいという見解もある<sup>1</sup>。

##### 3 「特別の寄与」(要件②)

相続をめぐる紛争がより一層複雑化、長期化することを避けるため、寄与行為の態様は、無償の労務提供に限定されている。よって、寄与分とは異なり、家業従事型、療養看護型、扶養型の寄与は含まれるが、金銭等出資型の寄与は排除される。

いかなる場合に「特別の寄与」と言えるのかについては、寄与分とは解釈が異なるとされている。すなわち、寄与分のように、相続人という身分関係に基づいて通常期待される程度の貢献と対比してこれを超えるものとするのではなく、「貢献の程度が一定程度を超えることである」<sup>2</sup>、「その者の貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献があったことを意味する」<sup>3</sup>などとされている。

##### 4 「被相続人の財産の維持または増加」(要件③)

現行の寄与分では、相続人の行為によって、その行為がなかったとすれば生じたはずの被相続人の積極財産の減少や消極財産(債務)の増加が阻止され、またはその行為がなかったとすれば生じなかったはずの被相続人の積極財産の増加や消極財産の減少がもたらされることが必要とされている<sup>4</sup>。この要件は特別寄与制度でも維持されている。よって、例えば、親族の療養介護により、職業介護者に支払うべき報酬等の費用の出費を免れたというような結果が必要となる。

##### 5 効果

以上の①～③の要件を全て充たした場合には、特別寄与者には相続人に対する金銭請求権が認められることになる。しかし、これは相続人固有の債務であるから、被相続人の遺産分割協議に特別寄与者が参加できるわけではない。

相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分または指定相続分を乗じた額を負担する(新法1050条5項)。特別寄与料の上限は、相続財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない(新法1050条4項)。遺言で特別寄与料を排除することはできないが、遺贈の対象とされる財産が大きければ特別寄与料を排除することが可能である<sup>5</sup>。

### Q8-3 特別寄与料の請求方法

私が義理の父の相続人に対し特別寄与料の請求を行う場合、具体的にどのような方法ですればよいのですか。

#### A8-3

まずは、相続人との間で協議をします。協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、家庭裁判所に対し協議に変わる処分を請求します。

なお、Q8-2の解説で述べたとおり、相続人に対する特別寄与料支払請求権は、現行の寄与分とは異なり、遺産分割とは無関係な権利であるため、あなたが被相続人の遺産分割調停や審判に参加することはできません。

#### 解説

特別寄与料の支払について、当事者間で協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる(新法1050条2項)。請求を受けた家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める(新法1050条3項)。

この特別の寄与に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所が管轄裁判所となる(改正家事事件手続法216条の2)。寄与分の審判事件については、家事事件手続法191条2項により、遺産分割審判事件が係属している裁判所で併合審理されることになっているが、特別の寄与に関する審判事件については同様の規定は設けられなかった。

あわせて、審判に対する即時抗告(改正家事事件手続法216条の4)や保全処分(同法216条の5)の規定も設けられた。

なお、特別寄与者は、特別寄与料の請求に代えて、

委任または準委任契約に基づく費用償還請求権(民法650条1項)や事務管理を理由とする有益費用償還請求権(同702条1項)、不当利得返還請求権(同703条、704条)を主張して訴訟を選択することも可能である。

### Q8-4 権利行使の期間

義理の父が他界してから既に1年半が経過してしまったのですが、今からでも特別寄与料の請求はできるのでしょうか。

#### A8-4

できません。特別寄与料の請求については、比較的短期の期間制限が設けられていますので、注意が必要です。

#### 解説

特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、または相続開始の時から1年を経過したときは、特別寄与料の支払請求はできなくなる(新法1050条2項)。Q8-4の事例では、いずれの期間も経過しているので、特別寄与料の請求はできない。

このように、比較的短期の除斥期間(6か月又は1年)が設けられることになったのは、無償で労務提供を行っている特別寄与者は、被相続人との関係性等から、比較的容易に被相続人の死亡の事実を知ることができる一方で、早期に法律関係を確定させる必要性を踏まえてのものである。

- 1 堂園幹一郎ほか「特集 民法(相続法)改正について」自由と正義第69巻第12号31頁
- 2 前掲\*1 32頁
- 3 堂園幹一郎ほか「改正相続法の要点(4・完) - 金融実務に関連する項目を中心に -」金融法務事情2105号38頁
- 4 片岡武ほか「第3版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」310～311頁
- 5 前掲\*1 32頁